

令和 7 年 8 月 29 日

関係団体の長 殿

発注機関の長 殿

宮 城 労 働 局 長

(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

日頃より、労働行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度におきましても、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、傘下の団体、会員事業場、工事の元方事業者及び関係請負人等に対しリーフレットを活用する等して、周知を行っていただきますようご協力をお願いします。

また、これらは当局の第 14 次労働災害防止推進計画における「労働者の健康確保対策の推進」に資するものですので、当強化月間を契機としてより一層のご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、リーフレットのデータ等につきましては、当局ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

記

- 1 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- 2 健康診断結果の記録の保存の徹底
- 3 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- 5 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。）に基づく保健事業との連携



6 平成30年3月29日付け基安労発0329第2号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/healthofmiyagi.html>



【担当者】

労働基準部健康安全課

地方労働衛生専門官 大井 範子

TEL 022-299-8839